公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４５３号
埼玉県ふじみ野市亀久保４丁目８番11号
債務者　高嶺　昌裕
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９７号
埼玉県ふじみ野市上福岡２丁目１番３号イーストコート102、前住所埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番11棟202号
債務者　加藤　基子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５５２号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保27番地12コーポシオノ205号
債務者　塩田　清志
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２２３号
大阪市生野区桃谷４丁目15番24号
債務者　山野　昌輝
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６４３号
大阪府枚方市東牧野町11番６―501号
債務者　犬山　六一
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２９２号
大阪府枚方市東牧野町11番６―501号
債務者　犬山　禮子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９６４号
大阪府枚方市東牧野町11番１―405号、事業所所在地大阪市東住吉区桑津３―２―12
債務者　有限会社日晶自動車こと　山縣　勝彦
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３４３号
大阪市住吉区大領４丁目４番10―503号
債務者　宇根　貞子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５４０号
大阪市東淀川区豊里２丁目17番23号
債務者　山田　将勝
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６７号
大阪府吹田市五月が丘西６番３―308号
債務者　テイクワンこと　山田　　護
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６８０号
大阪市西成区千本中２丁目９番４―501号
債務者　勝田　好二
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７３５号
大阪市平野区喜連２丁目４番32号
債務者　太田　豊次
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７４０号
大阪府門真市常称寺町１番14号
債務者　石井　昌代
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５４号
大阪府門真市石原町25番３号
債務者　久保　哲也
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５５号
大阪府枚方市町楠葉１丁目25番３―102号
債務者　椛島麻衣子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８０４号
大阪市港区南市岡１丁目３番17号　Ｉ．Ｂ．Ｓハイツ201号、事業所所在地大阪市西区靱本町１丁目10番４号本町井出ビル903号
債務者　Ｐｒｉｍｒｏｓｅ　Ｎａｉｌこと　桑原　　圭
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８１０号
大阪市港区夕凪２丁目16番16号　辻産業ビル301号
債務者　椎葉九美江
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで大阪地方裁判所第６民事部